

選挙が終める 障害のある方への主な福祉施策

市で行っている障害のある芳などへの茎なサービスや莇説制度についてご繁衍します。なお、このほかにも受けられるサービスがありますので、詳細は市中をご覧いただくか、お問い合わせください。 ◆障害福祉課**促**①~③について(**歯**042−438−4035) ④~⑦について(**歯**042−438−4034) ⑧について(**歯**042−438−4033)

عاد	引い合わせください。	◆障害福祉課 保 ①~③について(亩 042−4
	事業	内容など
① 以	自動車燃料費の助成	図 ● 身体障害者手帳 1 ~ 4級で自ら運転する方 ● 身体障害者手帳 1 ~ 3級・愛の手帳 1 ~ 3度・脳性まひ者(児)・進行性筋萎縮症者の方のために運転する同居家族がいる方 ※所得超過者・施設入所者などは非該当 ※タクシー料金助成との併給不可
	タクシー料金の助成	図身体障害者手帳1~3級・愛の手帳1~3度の方 ※所得超過者・施設入所者などは非該当 ※自動車燃料費助成との併給不可
	自動車運転教習費 (第一種普通免許取得)の補助	図身体障害者手帳1~3級(内部障害は4級、下肢または体幹に係る障害は4・5級で歩行困難なものを含む)、愛の手帳所持者で、適性検査に合格した方 ※所得制限あり
	じどうしゃかいぞう ひ 自動車改造費の助成	就労などに伴い自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある場合に、改造費の一部を助成 18歳以上で身体障害者手帳 1 · 2級の上肢・下肢・体幹機能障害の方 ※所得制限あり
② 手 為で	心身障害者福祉手当	図身体障害者手帳1~4級・愛の手帳1~4度の方、脳性まひ・進行性筋萎縮症の方 ※所得超過者・施設入所者・新規申請時65歳以上の方などは非該当
	とくべつに対かいた。それで 特別障害者手当	図20歳以上で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度の障害の重複がある方またはこれらと同程度の身体障害・疾病・精神障害のある方 ※所得超過者・施設入所者・病院などに3カ月を超えて入院しているときなどは非該当
	障害児福祉手当	図20歳未満で身体障害者手帳1・2級の一部、愛の手帳1・2度程度またはこれらと同程度の身体障害・疾病・精神障害のある方 ※所得超過者・施設入所者などは非該当
	難病者福祉手当	図現在、治癒が困難な疾病の治療中で東京都難病医療費助成制度による特定医療費受給者証、郵医療券を所持している方(生活保護を受けている方を除く)および点頭てんかんに罹患している方 ※8月1日から所得超過者・施設入所者・心身障害者福祉手当受給者は非該当
	はみとしなしなしないがいしゃ できて 重度心身障害者手当	図重度の知的障害の方、重度の知的障害と身体障害が重複する方、重度の肢体不自由で四肢機能を失い座ることが困難な方 ※所得超過者・施設入所者・病院などに3カ月を超えて入院しているとき・新規申請時65歳以上の方などは非該当
③ 医療 第	いましたに対象がしている。 心身障害者医療費の助成	図身体障害者手帳 1 ・ 2級 (内部障害は 3級を含む)または愛の手帳 1 ・ 2度の方 ※所得超過者・新規申請時65歳以上の方(都外からの転入など、対象になる場合あり)・医療保険未加入者は対象外
	1 りっし えん いりょう ひ 自立支援医療費 こうせい いりょう しきが (更生医療) 支給	身体障害者が障害の程度を軽減または障害を除去するための医療費の一部を助成 18歳以上の身体障害者手帳所持者 ※所得に応じて自己負担あり・一定所得以上の方は給付対象外の場合あり
	自立支援医療費 (精神通院)支給	精神疾患により医療機関に通院する際の医療費の一部を助成 ※所得に応じて自己負担あり・一定所得以上の方は給付対象外の場合あり
	新原語 いりき ひとき の助成	国または東京都が定める難病に該当し、認定基準を満たす方に対し、医療費の一部を助成 ※所得に応じて自己負担あり
4 障害福祉サービス	介護紹介費・訓練等紹介費・ 障害児通所紹介費等の支給 ※	居宅介護におけるヘルパーの派遣、短期入所の利用、日中における生活介護、施設入所に係る支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、グループホームの利用、自立訓練、就労支援などに係る費用の一部を支給
	いかくそうだ。 レ ネル 計画相談支援	上記サービスなどの利用に当たり、課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、「サービス等利用計画案」を相談支援事業所が作成
	移動支援利用助成 ※	対外出時にヘルパー支援を要する障害のある方
	生活サポート利用助成 ※	☑ 日常生活に関する支援または家事に対する支援を要する障害のある方
	日中一時支援利用助成 ※	図日中における介護者の不在時に、一時的に活動場所の 確保を必要とする障害のある方
	地域活動支援センター (身体)利用助成 ※	地域活動支援センターにおいてサービスを受ける際に要 する費用の一部を助成

			2-438-4034) ⑧について (雷 042-438-4033
	## 装 具	事業 L費の支給 ※	内容をと 身体障害者(児)の身体的機能を直接的に補い日常生活を容易にするため、補装具の購入・修理費の一部を公費で負担 図身体障害者手帳所持者・難病患者の方など
⑤補装 具	(E\$ 13) #16 日常生	送記算点の総付 ※	日常生活を容易にするため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(小規模改修)を給付 対在宅の身体障害者手帳または愛の手帳を所持する重度障害者・難病患者の方など
・日常生活用具・住	the3たくせで 住宅 影	るが終める。 6備改善費の給付 ※	日常生活を容易にするための家屋の設備改善費(中規格改修など)を一定限度額内で補助 別小学生以上の在宅の重度障害者(児)で肢体に係る障害がある方(上肢、下肢または体幹に係る障害の程度が1・2級)および補装具として車いすの交付を受けた内部障害の方(65歳以上一部除外)
住宅設備が	かぐと 家具等	全転倒防止器具の支給 ※	住宅内の家具等の転倒防止器具の支給および取り付け
	まれたされた。 中等度 助成	なんちょう じ ほ ちょうき こうじゅう ひ 変難聴児補聴器購入費の ※	早期の補聴器装用により言語の習得や生活能力、コミニニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器の新規購入費の一部を助成 18歳未満で身体障害者手帳の交付の対象とならなり中等度難聴児
	また。 まっうゃくしゃ はけん 手話通訳者派遣		🗓 身体障害者手帳 (聴覚・言語障害) 所持者
	市役前	情内に手話通訳者の配置	保谷庁舎:毎月第2水曜日午後1時~5時 田無庁舎:毎月第4水曜日午後1時~5時 ※祝日の場合は実施日が変わります
	要約	記者派遣	身体障害者手帳(聴覚障害)所持者に対し、意思の疎通を 円滑にするため要約筆記者を派遣
6	じゅう ど のご 重度服	性麻痺者介護	生活圏の拡大のために介護券を交付(家族介護) 図 20歳以上の重度脳性麻痺者で身体障害者手帳 1級の方(利用回数月12回*で)
介護・日常	しんしんしょ 心身障 きんきゅういき 緊急 一	護害者(児)施設 5 にほご 時保護 ※	障害者の介護人が疾病・出産・冠婚葬祭・休養などにより介護ができなくなったときに、障害者を一時的に保証 (宿泊)
学にかつ えんじょ	じゅんかいにゅ 巡回入	浴がサービス	巡回入浴車による入浴サービスを行う(週1回) 図身体障害者手帳2級以上・愛の手帳2度以上または同程度の障害者で常時寝たきりの状態にあるおおむね1! 歳以上の方 ※介護保険対象者を除く
	重度与	たいいうがい。 体障害者 報システム設置	図18歳以上で一人暮らしなどの重度身体障害者
	<u>いれら</u> 移送り	ービス	車いすのまま乗車できる自動車の運行(ハンディキャラけやき号) 図車いすを使用しなければ歩行が困難な方および重度の 視覚障害の方 ※利用条件、運行範囲あり
	障害者総合支援センタ	科談支援センター・ えぽっく	●身体・知的・精神障害に関する相談 月〜土曜日:午前9時〜午後6時●発達障害に関する相談(要予約) 月曜日:午前9時〜午後0時30分 (☎042-452-0075・M042-452-0076)
ア 相談だん		地域活動 支援センター・ ハーモニー	主にこころに障害のある方の相談 月・火・木・金曜日:午前10時〜午後7時30分、 水曜日:正午〜午後6時、土曜日:午前10時〜午後6時 (歯 042-452-2773・ <mark>は</mark> 042-452-2774)
	1	障害者就労 支援センター・一歩	コーディネーターによる就労面と生活面の支援の提供 月〜金曜日・第1土曜日:午前9時〜午後5時(要予約) (面042-452-0095・M042-452-0096)
	地域記錄	動支援センター・ かいしゃぶく し	身体障害者を対象とした相談 月〜金曜日:午前9時〜午後5時 (☎042-463-9861・₩042-463-9862)
8その!	ヘルフ	プカードの配布	災害時や日常生活の中で困ったときに必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのヘルプカードを配布※配布対象者要件あり
ほか	ヘルフ	プマークの配布	内部障害など、外見からは障害があることが分かりにくい方が身に着けるための ヘルプマークを配布

※…支給要件や自己負担があります。詳細はお問い合わせください。